

CO・OP共済にご加入のみなさまへ

# 今回の台風により被災された皆様へ

被災されました組合員の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

CO・OP共済にご加入の方は

◆住宅災害共済金 (\*1)

◆風水害等共済金 (\*2)

の対象となることがあります。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

\*1 「住宅災害共済金」とは、CO・OP共済《たすけあい》  
(ジュニアコースを除く)に付帯されている保障です。

\*2 CO・OP火災共済では「風水害等共済金」が適用となる場合があります。



## ◎ご請求の対象となる事例とは…

対象となる事例	大雨による土砂崩れで自宅が損壊した。 大雨により河川が氾濫し床上浸水した。
対象とならない事例	雨漏りした(大雨による屋根等の損壊がなかった場合)。 浸水でマイカーが動かなくなった。

※ 上記はあくまで例です。実際のお支払いはケースバイケースとなります。

※ 実損害額を保障するものではありません。

## ◎ご請求の対象となる条件は…

CO・OP共済《たすけあい》	20万円以上の損害があった場合
CO・OP火災共済	修理を必要とする損害があった場合

※ CO・OP火災共済は、「住宅」に損害があった場合です。(自然災害共済を特約付帯されている場合は、「住宅」の損壊を原因として「家財」に損害があった場合も対象となります)。住宅契約があり、住宅以外の物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポートなどの付属建物や付属工作物に、損害があった場合、付属建物等風水害共済金の対象となります。

※ CO・OP共済《たすけあい》とCO・OP火災共済では、ご請求の対象となる物の範囲や基準が異なります。詳しくはお問い合わせください。

詳しいお問い合わせは・・・

### ■CO・OP《火災共済》について(CO・OP火災共済センター)

0120-603-143 (9:00~18:00 月~土)

### ■CO・OP共済《たすけあい》について(CO・OP共済センター)

0120-80-9431 (9:00~18:00 月~土)

※CO・OP共済センターの電話は混み合っており、つながりにくい状況になっています。  
月・火・水曜より週末がつながりやすくなっています。

明日の暮らし、ささえあう

# CO・OP共済